

公益社団法人みよし市シルバー人材センター空調服等購入費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人みよし市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員に対して、空調付き作業着等（以下「空調服」という。）の購入費の一部を助成することにより、購入を促進し、会員の熱中症予防、安全衛生、災害防止等に備えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において空調服とは、就業時の熱中症対策を目的として使用する蓄電装置及び廃熱用のファンが装着された被服その他これに類する機能を有する被服をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当するセンター会員とする。

- (1) センターに会員登録し、継続して就業している者
- (2) 屋外又は高温環境での就業が見込まれる者

(助成対象品)

第4条 助成対象品は、センター会員が購入し、着用又は使用する次に各号に掲げるものとする。

- (1) 空調服（蓄電装置及び廃熱用ファン付き作業服）
- (2) 体温を下げるための機能のある被服若しくは装備又は身体を冷却する機能を持つ被服
- (3) その他センター会長が必要と認めた品

(助成金の額等)

第5条 助成金額は、空調服購入費（消費税及び地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額とし、5,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 助成金の交付は、会員1人に付き1回限りとする。

(助成の制限)

第6条 第4条に規定する助成対象品の部品の修理、交換等は助成の対象に含まない。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする会員は、空調服購入費助成金交付申請書（様式第1号）に空調服の領収書等を添付のうえ提出するものとする。

2 助成金の請求は、空調服を購入した日の当該年度の1月31日までに行うものとする。

3 会長は、前項に規定する助成金の申請期限が到来する前に、助成金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、交付申請の受付を中止することができる。

(助成の決定)

第8条 前条の規定による申請があったときは、会長は、その内容を審査し、助成の可否を決定のうえ、その結果を空調服購入費助成金（交付・不交付）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(支給方法)

第9条 助成金の支給は振込とし、振込先は会員の配分金振込口座とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月19日から施行し、令和8年4月1日以降に購入した空調服から適用する。

様式第1号（第7条関係）

空調服購入費助成金交付申請書

申請日 年 月 日

公益社団法人みよし市シルバー人材センター会長 様

申請者 会員番号

氏 名

印

公益社団法人みよし市シルバー人材センター空調服等購入費助成要綱第7条の規定に基づき、次のとおり助成金の交付を申請します。

就業内容	
就業実績等	就業中 就業予定（ 年 月から）
品名	<input type="checkbox"/> 空調服（蓄電装置及び廃熱用ファン付き作業服） <input type="checkbox"/> 体温を下げるための機能のある服若しくは装備又は身体を冷却する機能を持つ被服 <input type="checkbox"/> その他（ ） （メーカー名、型番）
購入日	年 月 日
購入金額	円（税込み）
申請金額	円 （購入金額の2分の1（上限5,000円）100円未満切捨て）
助成金額	円
添付書類	領収証等（レシート）。申請書裏面に貼付すること。

年 月 日

会員番号

様

公益社団法人みよし市シルバー人材センター

会長

印

空調服購入費助成金（交付・不交付）通知書

年 月 日付で申請のありました公益社団法人みよし市シルバー人材センター空調服等購入費助成金については、公益社団法人みよし市シルバー人材センター空調服等購入費助成要綱第8条の規定により、下記のとおり（交付・不交付）とすることに決定します。

記

1 助成金の額

金 円

2 助成金交付の条件

夏季における就業の際は、助成を受けた空調服を着用すること。

3 理由